

## 実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
	I	労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること
担当部局・課	主管課	労働基準局労働保険徴収課
	関係課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	労働保険の適用対象事業場を適正に把握し、適用を促進すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>労働保険(労災保険・雇用保険)は、原則として、労働者を一人でも使用している事業全てに適用され、その事業主は、保険関係成立の手続を行わなければならないこととされている。しかしながら、小零細規模の商業・サービス業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在しているところである。</p> <p>労働保険の適用促進を図るためには、未手続事業の的確な把握を行うことが重要であるので、関係機関との連携を密にして未手続事業の把握を行い、把握した未手続事業に対しては、地域別、業種別等の実態を踏まえ、中期的な展望に立った年次別の具体的な適用促進計画を策定し、適用促進に努める。</p> <p>なお、平成17年度からは、繰り返し指導しても労働保険に加入しない事業場に対しては、職権による強制適用も辞さない方針で、全国労働保険事務組合連合会都道府県支部等の関係機関との緊密な連携による「未手続事業一掃対策」を実施しているところである。</p>					
○関連する経費					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未加入事業場適用促進費(平成17年度予算額) 298百万円</li> <li>・労働保険加入促進業務委託費(平成17年度予算額) 904百万円</li> </ul>					
(評価指標の考え方)					
未手続事業の保険関係成立が労働保険の適用促進に供することから、未手続事業保険関係成立件数(事業場)及び適用事業場数を評価指標とした。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
未手続事業保険関係成立件数(事業場)	—	—	—	—	34,931
(備考)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料出所：労働保険適用関係業務統計表</li> </ul>					

・平成13年～16年については、未集計のため、記載できない。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
適用事業場数 (事業場)	3,051,265	2,998,781	2,977,801	2,967,228	2,966,352

(備考)

・資料出所：労働保険適用関係業務統計表

実績目標2	労働保険料の適正徴収の確保を図り、労働保険料収納率が前年度以上になること
-------	--------------------------------------

(実績目標を達成するための手段の概要)

・労働保険料算定基礎調査の実施

労働保険料算定基礎調査は、事業場に立ち入り、事業主に対し質問、帳簿書類等の調査を行い、適正な労働保険料の額を確認することにより、労働保険料等の適正な徴収を図るとともに、労働保険料の負担の公平を期するものである。

・滞納整理の実施

労働保険料が未納の事業場に対し、電話、文書、訪問等により納入督促する。それでもなお事業主が納付しない場合は、労働保険料を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差し押さえ、差押財産を換価してその代金をもって労働保険料等に充当する措置を採り得る。

○関連する経費

・保険料算定基礎調査費 (平成17年度予算額)	339百万円
・滞納整理費 (平成17年度予算額)	203百万円

(評価指標の考え方)

労働保険料の収納率が労働保険料の適正な徴収がなされているかを図る指標となることから、労働保険料収納済歳入額及び労働保険料収納率を評価指標とした。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
労働保険料収納済歳入額 (百万円)	3,631,918	3,664,403	3,567,979	3,605,233	集計中

(備考)

・資料出所：労働保険特別会計歳入歳出決定計算書

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
労働保険料収納率 (%)	97.70	97.01	97.43	97.54	集計中

(備考)

・資料出所：労働保険徴収関係業務統計表

## 現状分析

これまでも労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されている。また、「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に職権の積極的行使等による未手続事業の一掃が盛り込まれたことを受け、平成17年度より新たに「未手続事業一掃対策」に取り組むこととなった。

なお、労働保険の適用促進に関する評価指標である適用事業場数については、社会

経済情勢の変化等の外的要因による企業倒産の増加及び新規起業の減少の影響を受けるため、場合によっては適用促進に取り組んでいるにもかかわらず適用事業場数が減少する可能性がある。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

#### (実績目標1に対する評価)

労働保険の適用促進に関しては、労働保険適用促進月間（毎年10月）における労働保険制度の周知広報活動等により、毎年一定の事業場が新規に労働保険の適用を受けているところである。

さらに、平成17年度より全国労働保険事務組合連合会都道府県支部等の関係機関との緊密な連携により取り組んでいる「未手続事業一掃対策」により、未手続事業保険関係成立件数として平成17年度には34,931事業場あったところである。

以上のことから当該手段は有効に機能しているものである。しかし、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、更なる未手続事業の解消が必要であり、引き続き関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権成立手続の実施等の施策を講ずる必要がある。

#### (実績目標2に対する評価)

労働保険料の適正徴収の確保については、労働保険料算定基礎調査を平成16年度に47,933事業場を実施しており、徴収額が不足している12,824事業場3,309百万円、徴収額が過大となっている7,637事業場1,640百万円について、徴収決定及び還付決定の措置を講じた。

滞納整理の実施については、平成16年度に延べ634,007件の納入督促をすることにより、35,742百万円の現金領収及び14,874百万円の納付受託がなされた。

また、差押え等の滞納処分は、強制的に労働保険料を徴収する手段として有効であるとともに、滞納者の財産処分を制限することで、間接的に納付を促す効果もある。

平成17年度労働保険料収納率は97.54%で労働保険収納率が前年度以上となった。

以上のことから当該手段は有効性が認められるものである。

### 政策手段の効率性の評価

#### (実績目標1に対する評価)

平成17年度より未手続事業一掃対策として、全国労働保険事務組合連合会都道府県支部等の関係機関との緊密な連携による未手続事業の把握、加入勧奨及び手続指導、職権による成立手続等を行っており、未手続事業保険関係成立件数として34,931事業場あった。これらにより、未手続事業の解消は確実に行われており、労働保険の適用促進にかかる効率性が認められるものである。

#### (実績目標2に対する評価)

労働保険料の適正徴収の確保に関しては、毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査年間業務計画及び滞納整理年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。また、最終的には財産の差押えを実施することで滞納整理を効率的に行うことに繋がっている。さらに、労働保険事務組合の活用や社会保険労務士制度を健全に発展させることにより労働保険料の適正徴収が確保されていることから、効率性が認められるものである。

総合的な評価

労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図るために行っている労働保険適用促進月間（毎年10月）における労働保険制度の周知広報活動及び平成17年度より取り組んでいる未手続事業一掃対策による未手続事業場の計画的な解消、労働保険料算定基礎調査、最終的には財産の差押えを視野に入れた滞納整理等は有効かつ効率的な方法であり、目標達成に向けて一定の進展があったといえる。

しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数設立される新規事業のうち労働保険についての認識不足等による新たな未手続事業の発生などにより、依然として相当数の未手続事業が存在していることから、関係機関との連携による未手続事業の的確な把握や職権による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。

評価分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

適用促進に関しては、「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、職権の積極的行使等による未手続事業の一掃が盛り込まれたことを受け、平成17年度より関係機関と連携して未手続事業の情報の把握に努め、職権成立手続の実施を含めた、より積極的かつ強力な適用促進を行うこととしたところである。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

労働保険料の徴収に関しては、平成16年度会計検査院決算検査報告により、不当事項として指摘を受けた。